

【調査の仕様】

1 調査目的

本調査は、農山村地域の農業及び林業の生産性の向上や農林産物の輸送利便性に大きく寄与する農道及び林道の整備状況を市町村単位に把握し、土地改良事業、民有林林道事業等の円滑な実施を図るための資料とすることを目的としている。

2 調査対象

全国の2,360市町村（東京都特別区を含む。）を対象とした。

3 調査期日

平成17年8月1日現在の整備状況について、17年11月に調査した。

4 調査方法

往復郵送調査により実施した。

5 集計方法

各市町村ごとの調査結果を単純積み上げとした。

6 目標（実績精度）

この調査においては、目標精度は設定していない。

7 統計表の数値について

(1) 表示単位未満を四捨五入したため、内訳の積み上げ値と計とは必ずしも一致しない。

(2) 統計表に用いた符号は、次のとおりである。

「-」：事実のないもの

「0.0」：単位に満たないもの

8 用語の解説

農道

調査期日現在で、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業で造成され、農道として管理されている幅員1.8m以上の道路、独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）に基づく農用地総合整備事業、特定中山間保全整備事業又はふるさと農道緊急整備事業により造成された幅員1.8m以上の道路をいい、道路法（昭和27年法律第180号）に基づく道路、林道、漁港関連道路及び農道として造成された道路であっても、既に都道府県道、市町村道に認定されている道路は含まない。

一定要件農道

市町村が管理している幅員4m以上の農道のうち、農道の両端（起点及び終点）が道路法に基づく道路又は農道台帳に記載されている全区間において4m以上である農道に接続し、かつ、農道台帳作成済み

林道	<p>の道路をいう。</p> <p>調査期日現在で、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく国庫補助により造成し、民有林林道として管理されている幅員1.8m以上の道路（自動車道のみ）及び独立行政法人緑資源機構法に基づく大規模林業圏開発林道事業又はふるさと林道緊急整備事業等（県単林道、融資林道・自力施行林道を含む。）により造成された幅員1.8m以上の道路（自動車道のみ）をいい、道路法に基づく道路、農道、漁港関連道路及び林道として造成された道路であっても、既に都道府県道、市町村道に認定されている道路は含まない。</p>
一定要件林道	<p>市町村が管理している幅員4m以上の林道のうち、林道の両端（起点及び終点）が道路法に基づく道路に接続（一定要件林道又は一定要件農道等を介して接続する場合を含む。）し、かつ、林道台帳作成済みの道路をいう。</p>
舗装済	<p>農道及び林道延長距離のうち、アスファルト及びコンクリートによる本舗装又は簡易舗装の延長距離を対象とし、砂利道は含めていない。</p>
トンネル部	<p>農道及び林道に係るトンネル部をいう。</p>
橋梁部	<p>農道及び林道に係る橋梁部で、農道については橋長15m以上のもの、林道については橋長4m以上のものをいう。</p>
管理主体	<p>農道及び林道を実質的に維持・管理しているものをいう。</p> <p>また、「土地改良区等」には、農協、農業集落等を含み、「森林組合等」には、生産森林組合、森林組合連合会等を含む。</p>

9 全国農業地域の表彰区分は、次のとおりである。

表彰区分	所属都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東海	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
近畿	岐阜、静岡、愛知、三重
中国	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
九州	徳島、香川、愛媛、高知
沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
	沖縄

10 農業地域類型の基準指標は次のとおりである。

農業地域類型	基準指標
都市的地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 可住地に占めるDID面積が5%以上で人口密度500人以上又は、DID人口2万人以上の市町村。 ○ 可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の市町村。ただし、林野率80%以上のものは除く。
平地農業地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耕地率20%以上かつ林野率50%未満の市町村。ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が90%以上のものを除く。 ○ 耕地率20%以上かつ林野率50%以上で傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の市町村。
中間農業地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耕地率が20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の市町村。 ○ 耕地率が20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の市町村。
山間農業地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 林野率80%以上かつ耕地率10%未満の市町村。

注：1 決定順位：都市的地域 → 山間農業地域 → 平地農業地域・中山間農業地域

2 DID [人口集中地区] とは、人密度約4,000人/km²以上の国勢調査地区がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地区をいう。

3 傾斜は、1筆ごとの耕作面の傾斜ではなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。

○この統計調査結果は農林水産省ホームページ中の農林水産統計データに掲載しています。
【<http://www.maff.go.jp/www/info/index.html>】

分野別分類は「環境」、品目別分類は「全般」に分類しています。

○本統計の累年データは、農林水産省ホームページ中の農林水産省統計情報総合データベースに掲載しています。

【<http://www.tdb.maff.go.jp/toukei/toukei>】

問い合わせ先

◎本統計調査結果について

農林水産省 大臣官房 統計部 経営・構造統計課
センサス統計室 農林漁業構造統計班

電 話 (代表) 03-3502-8111 内線2793、2798
(直通) 03-3502-8093

◎農林水産統計全般について

農林水産省 大臣官房 統計部
統計企画課 広報普及班

電 話 (代表) 03-3502-8111 内線2675
(直通) 03-3501-3710